

**大和高田市立学校給食調理業務
委託公募型
プロポーザル実施要領**

【浮孔小学校・浮孔幼稚園及び陵西小学校・陵西幼稚園】

【片塩小学校・片塩幼稚園及び菅原小学校・菅原幼稚園】

令和6年5月

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会

大和高田市立学校給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大和高田市の学校給食は、現在、8小学校3中学校6幼稚園で自校方式により実施しております。この内の6小学校及び3中学校、6幼稚園では給食調理業務を民間事業者へ委託しておりますが、4小学校4幼稚園において委託期間が満了するにともない、引き続き、給食調理業務の委託を行う計画です。つきましては、複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、「大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会」により審査を行ったうえで、学校給食の教育的意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行います。

2 業務の概要

(1) 事業名

大和高田市立学校給食調理業務委託

(2) 履行場所

【A】浮孔小学校・浮孔幼稚園・・・404食/日

【B】陵西小学校・陵西幼稚園・・・355食/日

【C】片塩小学校・片塩幼稚園・・・382食/日

【D】菅原小学校・菅原幼稚園・・・386食/日

(3) 委託の内容

「大和高田市立小学校及び幼稚園給食調理等業務仕様書」(実施要領別添1)のとおり。

①「【A】浮孔小学校・浮孔幼稚園及び【B】陵西小学校・陵西幼稚園給食調理業務」と②「【C】片塩小学校・片塩幼稚園及び【D】菅原小学校・菅原幼稚園給食調理業務」の2業務の選定を行う。応募については、2業務のうち希望する1業務のみの応募も可能とする。

(4) 委託期間

令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間

※ただし、令和6年8月1日から8月31日までは、給食開始に向けた準備期間とし、給食調理業務開始は令和6年9月1日からとする(土日を除く)。

3 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 委託料の上限額(4か年度分合計・各年度の限度額)

① 浮孔小学校・浮孔幼稚園及び陵西小学校・陵西幼稚園の調理業務を一括した金額
107,607,000円(消費税及び地方消費税は含む。)

各年度の委託限度額	令和6年度（9月～3月）	22,826,000円
	令和7年度（4月～3月）	35,869,000円
	令和8年度（4月～3月）	35,869,000円
	令和9年度（4月～7月）	13,043,000円

② 片塩小学校・片塩幼稚園及び菅原小学校・菅原幼稚園の調理業務を一括した金額
108,939,000円（消費税及び地方消費税は含む。）

各年度の委託限度額	令和6年度（9月～3月）	23,108,000円
	令和7年度（4月～3月）	36,313,000円
	令和8年度（4月～3月）	36,313,000円
	令和9年度（4月～7月）	13,205,000円

5 選考

(1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、大和高田市立学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による二段階審査（第1次審査、第2次審査において、評価項目ごとに得点化）を経て総合評価により優先交渉権者等を選定します。その後、優先交渉権者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

(2) 審査方法

ア 第1次審査として、提出された提案書を、下記の（3）評価基準に基づいて選定委員会が評価・採点することにより、第2次審査のヒアリングに進む上位3者以内の事業者を選定します。

イ 第2次審査として、第1次審査で選定された事業者を対象に選定委員会においてヒアリングを行い、評価基準の「⑤総合評価」として評価・採点し、第1次審査の採点に加算し、各々の合計点を200点満点として採点することにより審査します。

(3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

区 分	評 価 項 目	配 点
①経営基盤等	ア 事業者概要	30点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する考え方	ア 学校給食についての基本的な考え方	20点
	イ 円滑な業務遂行能力	
③運営体制	ア 従業員の配置状況・有資格者数	40点
	イ 研修計画	
	ウ 安全衛生管理体制	
	エ 配置計画	
④経費の削減努力	ア 見積金額	40点

⑤総合評価（ヒアリングを含む）	70点
合 計	200点

※選定委員会の委員1名当たりの配点です。

6 参加資格要件

- (1) 令和6年度の大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿の大口目「役務の提供」、小口目「給食」に登録している者であること。
- (2) 本市が示す「**大和高田市立小学校及び幼稚園給食調理等業務仕様書**」(実施要領別添1)の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 学校(原則として公立小・中学校)の給食施設での調理業務の受託実績が3年以上あり、かつ、現在も受託していること。(基準日 令和6年5月1日)
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省作成)」、「学校給食衛生管理基準(文部科学省制定)」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく学校給食業務が可能であり、学校ごとに栄養士及び調理師の資格を有する調理員の配置が可能であること。
- (5) 過去3年間(令和3年4月1日～令和6年4月1日)に、学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 学校給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 契約時に、市が認める学校給食調理業務の実績がある保証人(業務代行者)を確保できること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされていること。
- (11) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止期間中でないこと。
- (12) 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (13) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。契約時に納税証明書の提出を求めます。

7 選定スケジュール

実施要領等の公表・配布	令和6年5月 8日(水)
説明会参加申込	令和6年5月17日(金)午後3時まで
説明会(現地見学を含む。)	令和6年5月20日(月)
質問の受付期間	令和6年5月21日(火)～24日(金)
質問の回答日	令和6年5月27日(月)

参加申請書及び提案書の受付期間	令和6年5月28日(火)～6月3日(月)
第1次審査(書類審査)による結果通知	令和6年6月14日(金)
第2次審査(ヒアリング)	令和6年6月27日(木)
優先交渉権者の決定	令和6年6月下旬
大和高田市ホームページに選定結果公表	令和6年6月下旬
契約締結	令和6年7月初旬
準備期間	令和6年8月1日(木)～8月31日(土)
給食調理業務開始	令和6年9月1日(日)

※日程については変更となる場合があります。

8 実施要領等の公表・配布

- (1) 公表・配布日：令和6年5月8日(水)
大和高田市ホームページにより公表
- (2) 配布書類
 - ・大和高田市立学校給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領(本文書)
 - ・説明会参加申込書(様式第1号)
 - ・参加申請書(様式第2号)
 - ・誓約書(様式第3号)
 - ・提案書(様式第4-1号)(様式第4-2号)
 - ・暴力団排除に関する誓約書(様式8号)
 - ・大和高田市立小学校及び幼稚園給食調理等業務仕様書(実施要領別添1)
 - ・大和高田市学校給食衛生管理マニュアル(実施要領別添2)
- (3) 配布方法：**配布書類は、大和高田市ホームページからダウンロードしてください。**

9 説明会

※ 応募予定の事業者は、上記の配布書類を持参の上、出席してください。

- (1) 日 時：令和6年5月20日(月)午後2時30分
- (2) 場 所：大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 5階 会議室8
- (3) 申込方法：FAXにより「説明会参加申込書」(様式第1号)を令和6年5月17日(金)午後3時までに提出して下さい。
- (4) 現地見学：説明会終了後(希望される事業者のみ)
浮孔小学校・浮孔幼稚園及び陵西小学校・陵西幼稚園
片塩小学校・片塩幼稚園及び菅原小学校・菅原幼稚園

※参加人数は1事業者につき3名以内とします。

現地への移動は、参加各社の車両でお願いします。

現地見学時は、白衣、シューズ等をご持参ください。

10 質問の受付及び回答

- (1) この事業者の選定に関する質問の受付期間

- ア 令和6年5月21日（火）午前9時から同年5月24日（金）午後5時まで
イ 質問内容を簡潔にまとめて、FAXにて教育委員会事務局 教育総務課（担当：大中）まで送信してください。質問書の様式は任意です。FAXのみの受付とします。
（FAX 0745-53-8033）

(2) 回答

説明会に出席された全ての事業者へ、全質問をまとめた内容及びそれに対する回答を令和6年5月27日（月）にFAXにより送信します。

1.1 応募申込み

このプロポーザルに応募するものは、以下の書類を提出してください。

- (1) 受付期間：令和6年5月28日（火）～6月3日（月）（土日を除く。）
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所：大和高田市教育委員会事務局教育部 教育総務課
（直接持参してください。）
- (4) 提出書類：下記のとおり
※様式のないものは、任意様式で結構です。
※書類に不備がある場合は、失格とします。
ア 参加申請書（様式第2号）
イ 誓約書（様式第3号）
ウ 提案書（様式第4-1号）（様式第4-2号）
正本1部、副本（コピー可）12部
※複数の業務を応募する場合は、それぞれ1業務ごとに提案書を提出してください。
エ 暴力団排除に関する誓約書（様式8号）
オ 直近2か年の貸借対照表 1部
カ 直近2か年の損益計算書 1部
キ 会社案内等のパンフレット 12部

1.2 提案者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 提案者が1者のみの場合、審査・評価は実施しますが、全ての委員の評価から価格点を除いた総合計点が6割に達しない場合は採択せず、再度公募を行います。
- (2) 委託予定の各々の学校に対して、提案者がいない場合、再度公募を行います。

1.3 第1次審査（書類審査）の結果通知

第1次審査の結果は、令和6年6月14日（金）に電話及びFAXで通知します。

1.4 第2次審査（ヒアリング）の実施

- (1) 実施日：令和6年6月27日（木） 午後2時（予定）
- (2) 実施場所：大和高田市役所5階 会議室8
- (3) 提案時間：20分以内（予定）（質疑応答の時間は含みません。）※応募日時順
- (4) 説明者：3名以内
- (5) 準備物：プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、

事業者側で準備してください（スクリーンは市が準備します）。

15 契約の締結

(1) 優先交渉権者の決定等

ア 選定委員会の評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者（以下「次順位者」という。）の順位を確定します。

イ 選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。

ウ イの通知を受けた者は、その通知を受けた日から5日以内に「承諾・辞退届」（様式第7号）を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。

エ 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

(2) 仕様書等の確定の協議

選定委員会より優先交渉権者確定の報告を受けた大和高田市市長（以下「市長」という。）は、優先交渉権者と協議して仕様書（提案書を含む。）の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する教育総務課の担当職員が行います。

(3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、教育総務課の担当職員から別途ご案内します。

① 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

② 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。

③ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(4) 契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めるときは、遅滞なく、教育総務課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務は、教育総務課において行います。

16 留意事項

(1) 次に掲げる場合は、失格とします。

ア 提出書類を提出期限までに提出しなかった場合

イ 市が示した委託料の上限額を超過した場合

ウ 提出書類の記載内容に虚偽がある場合

エ 提出書類の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合

オ 提出書類の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合

(2) 応募者は、提出書類の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

(3) この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。

(4) 提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできません。

また、理由のいかんに関わらず返却いたしません。

(5) 提出された提出書類の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、市が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合があります。

- (6) 提出された提出書類は、本市の保有公文書となり情報公開請求があれば、市情報公開条例の規定に基づいた処理を行います。
- (7) 提出書類を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面（様式は任意です。）で提出してください。
市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱いはいたしません。

問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市教育委員会事務局教育部 教育総務課

（担当：大中、松木田、森）

電 話：0745-22-1101（内線2931）

F A X：0745-53-8033